

事業計画書

1 【法人本部】

1. 法人理念の基に、利用者の人権を尊重し、個人の尊厳が守られる質の高い安全安心な福祉サービスの提供に努めます。
2. 社会福祉法人として、地域における公益的な取組を推進し、多様な社会福祉ニーズの把握に努めます。
3. 組織の活性化や発展につながる福祉・介護の専門職としての人材育成に取り組んでいきます。
4. 法令等を遵守し、公正かつ適正な経営ができる組織体制の整備と、安定的な財政基盤の確立を目指します。
5. 拠点間連携を高め、自然災害や感染症対策に取り組み、事業の継続性を意識した運営を進めていきます。

2 【介護老人保健施設ルミナス大府】

1. 運営方針

- (1) 利用者の心身の特性を踏まえ、個人が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るようにするとともに、在宅生活への復帰並びに支援を目的とします。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った介護保険施設サービスの提供に努めます。
- (3) 介護保険施設サービスの実施に当たり、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携をとり、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 重点目標

- (1) 安定した経営を目指します。
 - ・介護老人保健施設の入所率95%以上、通所リハビリの1日利用人数33.5名以上、グループホーム入居率98%以上を目指します。
 - ・在宅復帰・在宅療養支援機能加算を継続して取得します。
- (2) 人材の安定的な確保、育成に取り組みます。
 - ・業務手順マニュアル及び新規採用者への指導マニュアルの見直しを各部署で行い、明文化します。職員が安心して働ける体制を整備します。
 - ・深刻化している人材不足に対して処遇改善や労働環境の改善に取り組みます。
 - ・新卒予定の学生インターンシップ、ボランティアの受け入れ体制を整備し新卒採用者

を確保します。

- (3) 事故・感染に関するリスクマネジメント能力の向上及びケアの質の担保に努めます。
 - ・行動制限の実態及び使用物品の把握と検討会を毎月実施します。
 - ・昨年半数に減少したヒヤリハットの件数が今年度も維持できるように取り組みます。
 - ・誤嚥性肺炎の発生防止：例年の10件を2割下回るように取り組みます。
- (4) 適切な栄養ケアを実施します。
 - ・栄養ケアマネジメントやミールラウンドの実施により、定期的に栄養評価を行い、低栄養状態の入所者に対し、他職種と連携し、栄養状態の改善に努めます。
 - ・6か月で3%以上の体重減少者15%以内を目指します。
- (5) 入所者と通所者の心身機能維持、向上群が6割以上を目指します。
- (6) 地域貢献事業に積極的に取り組みます。
 - ・認知症伴走型支援事業「物忘れなんでも相談室」を月・水・金曜日に開催します。大府市内の企業と連携し、出張相談会を開催します。
 - ・介護予防教室「かがやき塾」を開催し、地域における介護予防活動に取り組みます。
 - ・大府市及び大府市社会福祉協議会と連携し、新たな地域貢献事業に取り組みます。
- (7) 施設のICT化を進めます。
 - ・テクノロジーの活用を検討し、生産性向上・業務改善に取り組みます。
 - ・SNS、ホームページ、メディア等を活用し、新規利用者の獲得や地域、家族とのネットワークを再構築します。
- (8) 建物、設備の修繕を計画的に実施します。
 - ・ボイラー等給湯設備及び1階空調の更新工事を実施します。
 - ・浴室の修繕計画を進めます。
- (9) 大規模災害に備えた取り組みを見直し、体制を整備します。
 - ・BCP（事業継続計画）をもとに研修を実施し、職員の意識を高めます。
 - ・大規模災害に備えるために、備蓄品を見直します。
- (10) 介護報酬改定に合わせて各種委員会を再編し、質の高いサービスを提供します。
 - ・認知症対応力向上、高齢者虐待防止、感染症や災害の対応力向上に取り組みます。
- (11) 感染症予防につきましては、国の動向を踏まえながら、引き続き感染対策を継続していきます。

3. 各部署の計画

(1) 介護老人保健施設

1) 支援相談員

①入所率95%以上を目指します。

- ・医療機関と在宅事業所との連携強化、信頼関係を構築します。
- ・入退所者のバランス調整を図り、入所率の安定を図ります。
- ・特別養護老人ホーム等の社会福祉施設への移行については入所者の健康状態にあわせて計画的に進めます。

② 短期入所は空きベッドを活用し必要に応じて対応していきます。

③ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算の取得継続に向けて取り組みます。

- ・ベッド回転率5%以上
- ・入所前後訪問指導割合30%以上
- ・退所前後訪問指導割合30%以上
- ・喀痰吸引割合5%以上
- ・それ以外の項目の取得を検討し、より安定的な加算取得につなげます。

④LIFE（科学的情報システム）に関連する加算及び令和6年度介護報酬改定で新設された加算を確実に算定し質の高いケアの提供を実施します。

⑤適切な時期に要介護認定の見直せるように区分変更申請に取り組みます。

2) 看護介護部門

①ケアの質の担保

- ・感染クラスター発生時のシミュレーション訓練を実施します。
- ・誤嚥性肺炎の発生防止：例年の10件を2割下回るようにします。
- ・認知症対応力向上チームを立ち上げ、認知症の行動・心理症状（BPSD）の予防及び出現時の早期対応に取り組みます。
- ・利用者の人権擁護、虐待防止に取り組みます。
- ・昨年はヒヤリハットの件数が50件と半数に減少したため、今年度も維持できるように取り組みます。

②入所者、ご家族の満足度の向上

- ・ご家族の満足度アンケート普通以上の評価90%以上を目指します。
- ・ご家族の来所持に、職員との対話の機会を多く持てるようにします。

③職員が前向きに仕事に取り組める職場づくり

- ・セクショナリズムが強固にならないよう業務手順を標準化し、職員が安心して働ける体制作りに取り組みます。

3) 栄養部門

①適切な栄養ケアを実施します。

- ・栄養ケアマネジメントやミールラウンドの実施により、定期的に栄養評価を行い、

低栄養状態の入所者に対し、多職種と連携し、栄養状態の改善に努めます。

- ・ 6 か月で 3 %以上の体重減少者 1 5 %以内を目指します。
- ・ 食事摂取量の栄養充足率 1 0 0 %以上を目指します。

②摂食・嚥下困難な利用者への良質な栄養ケアを提供します。

- ・ 訪問歯科などの多職種と連携し、適宜嚥下評価を実施し、誤嚥性肺炎や低栄養や褥瘡の予防に努めます。

③嗜好調査満足度（満足・やや満足） 7 5 %以上を目指します。

4) リハビリ部門

①入所者の短期集中リハビリ月平均 1 6 0 回以上、認知症短期集中リハビリ月平均 1 0 0 回以上を目指します。在宅復帰予定の方に自宅訪問を実施していきます。

通所者の短期集中リハビリ月平均 1 9 回以上を目指します。

②入所者の心身機能の向上を図ります

- ・ 心身機能の維持・向上群が 6 割以上を目指します。
- ・ 短期集中リハビリ実施者の身体機能維持・向上群 7 割以上を目指します。
- ・ 認知症短期集中リハビリ実施者の認知機能維持・向上群が 7 割以上を目指します。

③通所者の心身機能の向上を図ります。

- ・ 心身機能の維持・向上群が 6 割以上を目指します。
- ・ 短期集中リハビリ実施者の身体機能維持・向上群が 8 割以上を目指します。

④コロナ感染予防対策の実施の見直しを適宜行います。

- ・ 職員の担当は、入所及び通所でそれぞれ専従としていますが、兼務について検討していきます。
- ・ 入所者と通所者の接触を防ぐためフロア内でのリハビリを継続します。感染状況や今後の政府の緩和状況に合わせて、機能訓練室での入所者のリハビリ再開について検討していきます。

⑤自立支援に向けたリハビリの充実と、地域貢献活動に取り組んでいきます。

- ・ 病院からの継続的なりハビリが実施できるように病院で行われる退所時カンファレンスに参加していきます。
- ・ 在宅復帰の可能性のある入所者には自宅訪問を実施し自宅環境にあったりハビリの提供に努めます。
- ・ 多職種間で共同しながら生活リハビリの充実を図ります。
- ・ 集団リハビリと個別リハビリを柔軟に組み合わせ、入所者の身体機能、精神機能の維持・向上に努めます。
- ・ 在宅復帰予定の対象者には積極的なりハビリを実施し、機能向上を図り、円滑に在宅復帰が行なえるよう支援します。
- ・ 短期入所における個別リハビリは、予定回数に対応し実施します。
- ・ 地域貢献として、サロン等へリハビリ職員を積極的に派遣します。

⑥訪問リハビリ

- ・ 通所リハビリ職員が兼務している為、令和 5 年度と同様に職員体制を見ながら実施していきます。

5) 通所リハビリ部門

- ①目標 一日平均通所者数33.5名以上を目指します。
 - ・6時間以上7時間未満(1日リハビリ) 28名以上/日
 - ・1時間以上2時間未満と2時間以上3時間未満(短時間リハビリ)を合わせて5.5名以上/日
 - ・短時間リハビリのコース時間を見直し、効率的な運営を検討します。
- ②新規通所者の獲得を目指します。
 - ・一日体験を積極的に受入れ、継続的な新規通所者の獲得に努め、通所者数の安定に繋がります。
 - ・居宅介護支援事業所と連携を密にし、信頼関係を深め、地域と密着した施設を目指します。
 - ・ホームページ、おぶちゃん連絡帳を活用し、新規通所者の獲得を目指します。
- ③在宅生活が継続できるように自立支援を展開します。
 - ・新規通所者には、積極的に短期集中リハビリを実施し、自立支援を図ります。
 - ・職員各自が各通所者の支援方法、リハビリ内容、通所者の利用目標を把握し、安心して利用できるようにします。
 - ・家族とのコミュニケーションを図り、情報の共有を図ります。
- ④感染症予防に留意し、余暇時間の充実を図ります。
 - ・本人や家族、外部機関へ施設の感染対策について、丁寧な説明を行い、理解と協力を得ていきます。
- ⑤安全運転で無事故での送迎に努めます。
- ⑥おもてなしの心でふれあいケアを提供します。

(2) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

入居者の意志及び人格を尊重し、その入居者の有する能力に応じた日常生活を支援していきます。家庭的な環境をつくり住み心地の良いホームの中で楽しく生活をして頂きます。

- ①安定した経営を目指します。
 - ・入居率98%以上を目指します。
 - ・健康管理、事故防止を徹底し、異常の早期発見、早期治療に努めます。
 - ・新規入居者の速やかな受け入れにより空室期間を低減していきます。
 - ・併設の介護老人保健施設と連携し情報交換を密に行っていきます。
- ②個別ケアの充実とサービスの質の向上を目指します。
 - ・季節行事の充実を図ります。
 - ・事故防止・感染症予防・身体拘束・虐待防止について、毎月のスタッフ会議で勉強会を実施します。
 - ・身体拘束委員会を3ヶ月に1度行い、状況報告し必要に応じて改善策を検討していきます。
 - ・計画作成担当者を中心にスタッフ間で情報を共有し充実を図ります。
※基本3ヶ月に1回又は状態変化時見直しをします。

③家族との連携を深めます。

- ・3ヶ月に1回(年4回)家族会を実施します。
(コロナ感染の状況に応じて家族会の人数を制限して実施を検討します)
- ・入居者の生活状況等を電話や手紙、グループホーム新聞(年4~5回)でお知らせします。

④その他

- ・エンドオブライフケアを実施していく上で主治医と密に連絡がとれるように取り組みます。
- ・運営推進委員会を2ヶ月に1回行います。(又はお手紙での報告)
- ・避難訓練を年3回行います。

(3) その他の事業

①地域連携活動に取り組みます。

- ・認知症伴走型支援事業(物忘れ何でも相談室)
大府市、高齢者相談支援センター、他サービス事業所と連携し、認知症の方、その家族、関係者の方々に対して寄り添った支援をしていきます。
大府市内の企業及び地域のサロン等へ出張し相談を行います。地域に根差した相談機関として運営していきます。
- ・介護予防教室「かがやき塾」
昨年につき、秋頃の開催に向けて調整をしていきます。
- ・地域サロン活動
大府市及び大府市社会福祉協議会と連携し、地域サロンへ出張し新たな介護予防事業に取り組みます。
- ・認知症カフェ「カフェくちなし」
引き続き介護者、当事者や地域住民が気軽に参加でき、悩みを話し合える場として開催します。
- ・ウェルネスバレーへの協力
大府市・東浦町が主催する、ウェルネスバレー運営委員会、ウェルネスバレーヘルスケア産業振興ワーキンググループに参加し、ウェルネスバレー地域の医療・福祉の発展に協力していきます。
- ・地域行事への参加
吉田地区の公民館祭り及び大府市福祉・健康フェアに出展参加し、施設のPRに努めます。

②ICT化を進めます。

- ・テクノロジーの活用を検討し生産性向上・業務改善に取り組みます。

③情報発信を充実させます。

- ・ホームページの閲覧件数平均700件以上を目指します。
- ・施設の活動を家族、地域へ情報発信する手段としてInstagram、ホームページ、施設の機関紙を積極的に活用していきます。

④施設の建物及び設備の修繕を計画的に実施していきます。

- ・ボイラー等給湯設備及び1階空調の更新工事を実施します。
 - ・浴室の修繕計画を進めます。
 - ・開設20年以上が経過しているため、建物及び設備の修繕計画を適宜見直し、実施していきます。
 - ・修繕においては優先順位を適宜検討し、実施していきます。
- ⑤人材育成と人材確保に向けて取り組んでいきます。
- ・新人職員の育成計画を見直し、新人職員が安心して働けるような体制を整備します。
 - ・深刻化している人材不足に対して処遇改善や労働環境の改善に取り組みます。
 - ・人材育成のため、施設内外の研修への参加を促進します。
 - ・人事異動を計画的に実施します。
- ⑥防災対策に取り組めます。
- ・ルミナス支援グループ、法人内他事業所の協力を得て、年1回防災訓練を実施します。
 - ・他の1回は、ルミナス内部において、夜間想定訓練として実施します。
- ⑦感染症対策は引き続き継続します。
- ・5類以降後の感染対策については、国の動向を踏まえながら、引き続き感染対策を行っていきます。
- ⑧地域の方々及びご家族と交流する機会を作り、サービスの充実を図ります。
- ・地域住民、多世代との交流を徐々に再開していきます。
 - ・実習生、学生ボランティアを受入れ、世代間交流を促進します。
 - ・ご家族との面会頻度、時間については感染の動向を見ながら徐々に緩和していきます。

3 【認知症介護研究・研修大府センター】

【事業方針】

認知症介護研究・研修大府センターは、社会福祉法人仁至会及び認知症介護研究・研修センターの理念を念頭に、共生社会の実現を推進するための認知症基本法(以下、「認知症基本法」という)及び認知症施策推進大綱に基づく施策並びにセンター運営事業の実施に係る厚生労働省老健局長通知を踏まえ、研究事業、研修事業、普及啓発・情報発信、若年性認知症支援の4つの使命を着実に果たすとともに、安定的な運営に向け各部門の円滑な連携を図りながら、以下のとおり取り組んでいきます。

また、令和6年度においては、特に、研究成果の発信及び活用、各研修の受講者の確保、若年性認知症に係る啓発、新たな研究や研修事業の検討により、更なる推進を図っていきます。

1. 認知症介護に関する研究事業

認知症の人のQOL及び社会参加に関する研究、若年性認知症の人への支援に関する研究、認知症介護指導者等の活動実態調査及び効果検証等を実施します。研究推進にあたり、公的研究補助金等の競争的資金の獲得に努めるとともに、センター運営事業費による研究を計画的に実施します。

また、得られた研究成果については、広く関係者に情報発信していきます。

(1) 研究補助金・助成金等による研究事業

以下の公的研究補助金・助成金等の獲得に努め、研究を実施します。

- 1) 厚生労働科学研究費補助金による事業
 - ・若年性認知症の病態・支援等に関する実態把握と適切な治療及び支援につなぐプロセスの構築に資する研究(継続、代表者)
- 2) 文部科学科学研究費補助金による事業
 - ・感情表現が精緻に制御された音声刺激による認知症者の感情理解機能の解明(継続、分担)
- 3) 公益財団法人長寿科学振興財団 長寿科学研究者支援事業(令和5年度長生きを喜べる長寿社会実現研究支援)
 - ・ユニバーサル・フレンドリ・ファシリティが認知症の人と地域住民の社会参加向上とスティグマ軽減、ウェルビーイング向上にもたらす効果検証(新規、分担)
- 4) 厚生労働省老人保健健康増進等事業補助金による事業
- 5) 国立研究開発法人科学技術振興機構(社会技術研究開発センター)研究委託事業

(2) センター運営事業費による研究

- ① 介護サービス事業所等における認知症当事者の社会参加活動に関する研究(継続)
- ② 若年性認知症の人の支援に関する事例研究(新規)
- ③ 情報共有システムの活用による若年性認知症支援コーディネーターの活動状況の

把握と課題分析に関する研究（継続）

- ④ 認知症ケアにおけるスーパーバイザーの行動特性の開発に関する研究（継続）
- ⑤ 認知症ケアレジストリ研究（継続、3センター共同）
- ⑥ 認知症介護実践者研修の教育効果の評価尺度（アウトプット・アウトカム評価）に関する研究（継続、3センター共同）
- ⑦ 認知症介護指導者養成研修におけるアウトカム評価を目的とした指導者活動実態調査研究（継続、3センター共同）

（3）研究成果報告の実施

令和5年度に実施した研究の成果について広く介護関係者等に情報発信するとともに認知症啓発に係る講演を実施することとし、愛知県産業労働センター（ウインクあいち）において認知症ケアセミナー（第22回）を開催します。（※日程未定）

また、認知症介護研究・研修3センター合同の研究成果報告（担当：仙台センター）について、動画配信（オンデマンド）します。

併せて、関係学会においても機会をとらえて発表してまいります。

2. 認知症介護等に関する研修事業

介護人材の育成、質向上のための研修事業を推進してまいります。併せて、センターの運営に資するよう受講者を確保し適切な収益の確保に努めることとします。

また、認知症基本法の施行に伴う認知症介護指導者養成研修等のカリキュラム改正及び介護報酬改定に係る「認知症チームケア推進研修」の実施について検討中であり、3センターで対応していく予定となっています。（※内容・スケジュール未定）

なお、研修の実施に当たっては、引き続き感染症対策の徹底とオンライン研修の適切な活用を図ってまいります。

（1）認知症介護指導者養成研修事業（厚生労働省の指定研修）

認知症介護基礎研修又は認知症介護実践研修の企画・立案に参画し、講義、演習、実習を行うことができる能力を身に付け、介護保険施設、事業所等における介護の質の改善について指導することができる認知症介護指導者（以下「指導者」）を養成し、地域における認知症対応力向上に寄与してまいります。

・研修日程（※集合&オンライン）

第1回 令和6年 7月1日（月）～令和6年9月6日（金）

第2回 令和6年12月2日（月）～令和7年2月7日（金）

・受講見込者数：年2回開催で44名

（2）認知症介護指導者に対するフォローアップ研修事業（厚生労働省の指定研修）

日々進歩している最新の認知症介護技術や知識を一定期間ごとに指導者に伝達し、第一線の介護従事者が最新の認知症介護技術を的確に修得できる体制を整えることを目的として、認知症介護指導者フォローアップ研修を実施します。

・研修日程

第1回(※オンライン)

令和6年9月19日(木)・20日(金)、
令和6年10月16日(水)～18日(金)

第2回(※集合)

令和6年10月28日(月)～令和6年11月1日(金)

・受講見込者数：年2回開催で30名

(3) 認知症介護指導者に係る3センター合同研修

1) 認知症介護指導者スキルアップセミナー

指導者活動を実践していくために継続的な学びの機会を提供し指導者としてのスキルアップを支援します。

・日程・内容未定 (※オンライン)

2) 知的財産権セミナー

知的財産権のうち著作権を中心として保護対象や権利機関などを学び、研修の企画・運営に役立てることを目的に、6年度は3センター合同セミナーとして開催します。

(当センター担当)

・日程・内容未定 (※オンライン)

(4) パーソン・センタード・ケアと認知症ケアマッピング(DCM)法研修事業

平成15年度から17年度まで「老人保健健康増進等事業」として、英国ブラッドフォード大学で開発されたケアの質を観察・評価する「パーソン・センタード・ケアと認知症ケアマッピング法研修」の有用性と普及の研究を実施しました。

その研究成果をもとに、当センターが日本での普及活動の拠点として引き続き「パーソン・センタード・ケアと認知症ケアマッピング法」の研修会を開催します。

① 基礎コース (※集合)

・研修日程

第2回 令和6年9月26日(木)～28日(土)

第4回 令和7年2月20日(木)～22日(土)

・受講見込者数 年2回開催で48名

※第1回・第3回は、特定非営利活動法人シルバー総合研究所が当センターと共催によりオンラインで開催予定。

(5) その他研修事業

1) 研究活動継続支援プログラム (※オンライン)

本プログラムは、認知症介護指導者を対象に、ケア現場における課題解決に向けた研究活動を支援するものです。隔月の全体研究会と個別指導を組みあわせ、認知症ケア学会での発表をゴールとします。

- ・研修日程 令和6年5月～令和7年3月に、隔月で5回開催予定
- ・受講見込者数 5名

2) スーパービジョン実践研修

認知症ケア現場の人材育成技法であるスーパービジョンについて、ロールプレイ等の演習を通して実践的に学ぶ研修を、公開講座形式で開催します。

- ・日程・内容未定（※集合）

(6) 認知症介護実践者等養成事業に係る行政担当者セミナーの開催

指導者研修等の受講者確保対策の一環として、応募の窓口となる各府県市の行政担当者等に対して事業の説明(PR)をするとともに、情報交換を行います。

なお、令和6年度は3センター合同で開催します。(仙台センター担当)

- ・日程・内容未定（※オンライン）

3. 認知症介護に関する啓発活動及び情報発信、連携活動

(1) 啓発活動及び情報発信

1) 講演会・シンポジウムの開催

介護関係者をはじめ広く一般の方々にも「認知症」について知っていただくために、令和7年3月に認知症フォーラム（第19回）を開催します。

また、前出の研究事業の研究成果報告で記載したとおり、認知症ケアセミナーのほか関係学会の場など機会をとらえて情報発信していきます。

2) DCネット等による情報発信

3センター合同で運営する認知症介護情報ネットワーク（DCネット）及び若年性認知症全国支援センター(コールセンター)ホームページを通じて、あるいは認知症介護指導者大府ネットワーク、日本パーソン・センタード・ケア・DCMネットワークとの連携により、認知症介護に関する情報発信に取り組みます。

また、DCネットの活用については、3センターで内容の充実と効果的な運用に向け検討を進めます。

(2) 認知症介護指導者大府ネットワーク等との連携活動

大府センターの認知症介護指導者養成研修修了生の自主的組織である大府ネットワーク（平成19年5月設立）においては、当センターの担当地域（東海・北陸、近畿、甲信地区の15府県及び7指定都市）で研修会等の活動が行われており、修了者数は令和5年度末で934名（見込み）となっています。

また、認知症ケアマッピング（DCM）法研修修了生（ユーザー）の自主的組織である日本パーソン・センタード・ケア・DCMネットワーク（平成26年7月設立）においても、全国規模でユーザー参加による研修会等が開催され、基礎ユーザー及び上級ユーザーの修了者数は令和5年度末で1,968名（見込み）を数えています。

これらのネットワークとの連携は、当センターの運営上も重要であり、研修会活動

への参加・広報誌への寄稿等により更なる連携を図っていきます。

4. 若年性認知症に対する支援事業

認知症基本法では、基本理念において「国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深める。」「若年性認知症の人その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続」「事業主に対する若年性認知症の人その他の認知症の人の就労に関する啓発及び知識の普及」が明記されており、認知症施策推進大綱に定める施策やK P I 及び今後策定される基本計画を踏まえ、研究事業の成果も反映しながら、以下の若年性認知症支援にかかる厚生労働省補助事業と愛知県委託事業を推進していきます。

(1) 全国若年性認知症支援センターの運営（厚生労働省補助事業）

全国の若年性認知症の人やその家族からの相談対応を始め、都道府県・指定都市に配置された若年性認知症支援コーディネーター（以下「支援コーディネーター」）や行政担当者に対する支援・研修等を推進していきます。

1) 若年性認知症コールセンターの運営

若年性認知症の人やその家族等に対する電話・メール相談支援及び相談内容に応じ適切な関係機関への連絡調整を実施します。また、勤務時間終了後の相談にも対応するため、引き続き毎週水曜日の相談時間を19時まで延長します。

2) 支援コーディネーター等に対する支援

① 相談支援

都道府県・指定都市の支援コーディネーター、行政担当者、相談窓口の職員等に対して相談支援を実施します。

② 支援コーディネーター研修（※オンライン）

若年性認知症の人やその家族、企業等を支援するための施策や制度の知識や相談支援のノウハウ等を習得するため、支援コーディネーターと行政担当者を対象に研修を実施します。

ア. 初任者研修

・研修日程 令和6年7月9日（火）～令和6年7月10日（水）

イ. フォローアップ研修

・研修日程 令和6年11月6日（水）～令和6年11月7日（木）

③ 地域包括支援センター・認知症地域支援推進員に対する研修

令和4年度老人保健健康増進等事業の研究成果を反映し、若年性認知症の市町村レベルでの切れ目のない支援体制を構築していくため、地域包括支援センター職員及び認知症地域支援推進員を対象とした研修を実施する予定としています。

※日程・内容未定（※オンライン）

④ 情報共有システムの運用

引き続き、支援コーディネーターの業務の効率化・負担軽減、活動状況の可視化、支援事例を蓄積し共有、その他全国の取組み情報の共有を図ることを目的とした情報共有システムを運用していきます。

- ・相談記録システム（電子カルテ方式の共通シートを使用しデータベース入力）
- ・支援事例共有システム（Webサーバーを使用し、支援事例を蓄積・共有）
- ・掲示板機能（研修会・資料等の情報について掲示板機能を活用して共有）

⑤ ネットワークづくり

広報誌を年4回発行し、支援コーディネーターの活動に資する情報を提供していきます。併せて、支援コーディネーター及び行政担当者の意見交換会を開催し、支援方法や課題等への対応に関する情報共有を図るとともに、支援コーディネーター間の連携が図られるよう支援していきます。

- ・支援コーディネーター：2回（※集合とオンライン各1回）
- ・行政担当者：1回（※オンライン）

3) 若年性認知症の普及啓発等の推進

認知症基本法の基本理念及び基本的施策を踏まえ、一般はもとより、行政担当・支援機関・関係事業所・企業等に対して、フォーラムや研究成果報告会、関係学会、会議・研修等の機会を通して、講演や資料の配布などにより若年性認知症の普及啓発の推進を図っていきます。

(2) 愛知県若年性認知症総合支援センターの運営（愛知県委託事業）

認知症基本法及び愛知県の若年性認知症施策・重点事項に係る取り組みを踏まえ、配置された支援コーディネーターを中心に、愛知県内に居住または就業する若年性認知症の人やその家族等の支援とともに、若年性認知症自立支援ネットワーク（以下「自立支援ネットワーク」）事業、一般・関係者に対する普及啓発・研修等について、愛知県と事業内容を相談しながら推進していきます。

1) 相談支援

若年性認知症の人やその家族等に対する電話・来所・オンライン・メール・訪問での相談支援及び相談内容に応じた適切な関係機関への連絡調整を行います。

2) 自立支援ネットワーク事業

① 会議等の開催

医療、介護、福祉、雇用等の関係者による自立支援ネットワーク構築のための会議を2回開催し、効果的な対策を検討しながら、関係機関と連携を図り事業を推進します。

② 研修の開催

支援関係者・行政担当者等に対する自立支援ネットワーク研修を開催し、若年

性認知症対応力の向上と市町村の行政担当者や地域包括支援センター・認知症地域支援推進員等との連携強化を図っていきます。

- ・対象：市町村の認知症施策担当者・地域包括支援センター職員等
- ・午前：初任者研修、午後：フォローアップ研修

③ 一般向け啓発セミナー

自治体や認知症疾患医療センター等との連携により、セミナーや会議・研修会の機会に参加または共催し、一般向けの若年性認知症に係る啓発を推進します。

④ 実態把握

若年性認知症の人のニーズ等を把握し、自立支援ネットワーク会議への報告を始め、個別相談支援に活かすとともに、支援関係者等の研修や一般向けの啓発に反映させていきます。

3) あいちオレンジタウン推進計画（策定中）に係る事業

愛知県が推進する「あいちオレンジタウン推進計画」の重点プロジェクトの一つとして、若年性認知症の人への早期相談支援策を推進していきます。

この一環として、企業等への有効なアプローチ方法を検討しながら、資料配布やセミナー等を通じて啓発を図るとともに、個別の就労支援にもつなげていきます。

5. 愛知県の身体拘束廃止推進事業（権利擁護推進員養成研修）（愛知県委託事業）

愛知県からの委託を受けて、介護施設における身体拘束廃止の取り組みをより効果的に推進させるため、施設内で指導的立場にある職員を対象に講義・演習・自施設実習を通じて、高齢者虐待防止法の趣旨の理解及び利用者の権利擁護の視点に立った介護に関する実践的手法を習得させ、介護現場での権利擁護のための取り組みを指導する人材を養成します。

- ・研修日程 令和6年10月8日(火)・9日(水)、11月12日(火)
- ・場 所 大府市役所多目的ホール（※集合）

4 【障害者福祉施設サンサン大府】

1. 就労継続支援B型事業

(1) 利用者の受け入れ

定員 39 名に対し令和 6 年 2 月 1 日現在において登録者数は 43 名ですが、令和 5 年 4 月から令和 6 年 1 月までの平均利用率は 90.3%となっています。

令和 6 年度においては、近隣市町の障害者相談支援センター等に積極的に働きかけ、平均利用率の目標を 93%に設定し取り組んでいきます。

特に身体障害者授産施設として運用してきた実績を基に、中途障がい者の方で片麻痺や車いす利用者の方も積極的に受け入れていきます。

(2) 福祉的就労の支援

現在、施設内においては、パソコン作業による印刷物のレイアウトや印刷、製本、郵送作業から自動車関連の下請け作業等を実施しています。今後も作業内容を各工程に分け、利用者の能力や適性に合わせて提供していきます。

施設外作業においても、「げんきの郷すくすくヶ丘」及び「認知症介護研究・研修大府センター」の花壇の整備、「げんきの郷園芸コーナー」の植物の水やりと合わせ、「老人保健施設ルミナス大府」のシーツ交換等の請け負い作業を通して、社会への繋がりや一般就労に結びつく知識や技術を高めていきます。

(3) 個別支援の充実

就労の機会を基本としつつも、利用者一人ひとりの将来を見据え、自立した日常生活や社会生活の向上に向けた取り組みを行っていきます。

日頃から利用者同士や職員とのコミュニケーションを通して、自分の思いを周りに伝える力を高めていきます。

作業に関しても、作業工程のなか利用者同士で力を合わせて取り組む機会を設け、協働作業の意識（チームワークの大切さ）を育てていきます。

疾病や障がいの内容によって施設に通所することが困難な方には、通所利用にとらわれず、行政機関と調整し、訪問や電話、メール等を駆使し在宅での就労支援(テレワーク)を積極的に進めていきます。

毎月行っている職員会議等の中で個別ニーズに即した支援内容を見直していくとともに、利用者の日頃の悩みについても、担当職員とサービス管理責任者が常に連携し、丁寧に関わっていけるよう取り組んでいきます。

(4) 工賃向上等の検討

令和 3 年度全国の平均工賃月額が 16,507 円に対して当事業所の令和 4 年度の平均工賃月額は 15,719 円（令和 3 年度は 15,214 円）と下回っています。主な理由としては、体調等により週 1 日や、半日利用といった方々も含め幅広く受け入れているためです。

就労等の社会活動への参加は一律ではありません。今後も成果主義だけにとらわれ

ず、利用者の心身の状況に応じた多様な働き方のもとで工賃向上に結び付くよう取り組んでいきます。

- ① 官公庁及び関係機関へ「障害者優先調達推進法」の周知に努め、印刷、封入、アンケート等のデータ入力業務等の拡大に努めていきます。
- ② 利用者の特性や能力に合わせた業務を提供していくため、新たな仕事の受注にも心がけ、作業の幅を広げることにつなげていきます。
- ③ 新型コロナウイルス感染症対策や心身機能の状況等に応じて、在宅での就労支援を含め多様な就労形態を検討していきます。
- ④ 施設外作業を拡大していく中で、就労収入の増加に努めていきます。
- ⑤ 社会的なSDGsの流れの中、農業や環境分野との連携も視野にした新たな取り組みを模索していきます。
- ⑥ 段ボールコンポストやゴミ袋の販売等を通じた自主製品の開発と販売促進を図っていきます。

2. 職員の資質等の向上

- (1) 法人内職員研修においては、非常勤職員を含め、すべての職員が継続的に参加できるよう実施していきます。
- (2) 愛知県や大府市等が実施する外部研修においては、職員の経験等に応じて、適切な研修に積極的に参加できるよう配慮していきます。研修終了後は、他の職員への伝達研修にも結びつけていきます。
- (3) 毎月実施している職員会議等において、必ずケース検討等を実施し、利用者一人ひとりの障がい特性や自立支援に向けた支援内容について協議する中で、職員の知識や技術等の平準化に取り組んでいきます。
- (4) 障がい者の権利擁護に関する取り組みとして、「身体拘束の廃止・虐待防止委員会」の中で、職員全体に権利擁護への意識を高めていきます。
- (5) BCP（事業継続計画）の作成と研修や訓練等を通し、災害時及び感染症等に備えていきます。

3. 地域との連携

- (1) 法人全体での地域貢献活動への協力とともに若年性認知症、引きこもり等の方への受け入れにも積極的に取り組んでいきます。
- (2) 市内障がい者団体、就労支援事業所と連携し、障がい者の自立支援や暮らしやすい地域づくりに努めていきます。
- (3) 不足する市内の計画相談事業の状況から、当施設としても計画相談業務が実施

できるよう相談支援従事者初任者研修への職員の受講を促し、計画相談の体制整備に取り組んでいきます。